

パート代が 103 万超えると税金はいくら高くなる？

パート代が 103 万を超えると夫・妻両方の税金が少しづつ高くなります。

- I. 夫が支払う所得税・住民税が高くなる。
- II. 妻に所得税がかかってくる・住民税が高くなる。

ここでは、夫の課税所得 320 万（年収 500 万）、妻のパート収入 110 万を例に税金がどのくらい高くなるのかを計算してみたいと思います。

I. 夫が支払う所得税・住民税が高くなる

妻のパート収入が 103 万円を超えると、夫の所得に対する控除が配偶者控除から配偶者特別控除に変わります。控除金額の差額は次の通りです。

妻のパート収入	控除の差額
1.030.001 円～1.049.999 円	0 円
1.050.000 円～1.099.999 円	20.000 円
1.100.000 円～1.149.999 円	70.000 円
1.150.000 円～1.199.999 円	120.000 円
1.200.000 円～1.249.999 円	170.000 円
1.250.000 円～1.299.999 円	220.000 円

妻のパート収入が 110 万の場合、103 万以内と比べて、夫の所得に対する控除差額は 70.000 円です。この 70.000 円に対して、夫にその分の所得税・住民税が加算されます。夫の課税所得は 320 万なので所得税の税率は 10%。住民税の税率は一律 10%なので計算すると次のようになります。

- 夫の所得税：増える金額 $70.000 \text{ 円} \times 10\% = 7.000 \text{ 円}$ ①
- 夫の住民税：増える金額 $70.000 \text{ 円} \times 10\% = 7.000 \text{ 円}$ ②

II. 妻に所得税がかかってくる・住民税が高くなる

【所得税】

103 万円まで所得税はかかりませんが、103 万を超えると所得税がかかってきます。パート代が 110 万の場合、所得税の課税所得は 7 万円（110 万 - 65 万（給与所得控除） - 38 万（基礎控除））です。※生命保険料控除等は無しと仮定しています。7 万円の所得税率 5% で計算すると次のようになります。

- 妻の所得税
 $70.000 \text{ 円} \times 5\% = 3.500 \text{ 円}$ ③

【住民税】

住民税は均等割・所得割の 2 つがありますが、均等割は 103 万円以下でもかかっている（約 5.000 円）ので所得割についてだけ見ていきます。パート代が 110 万の場合、住民税の課税所得は 12 万円（110 万 - 65 万（給与所得控除） - 33 万（基礎控除））です。住民税率一律 10% で計算すると次のようになります。

- 妻の住民税：増える金額
 $120.000 \text{ 円} \times 10\% = 12.000 \text{ 円}$ ④

税金はいくら高くなった？

- ①～④の金額を足した額が、増えた税額で合計すると **29.500 円高** くなりました。
 $7.000 \text{ 円} + 7.000 \text{ 円} + 3.500 \text{ 円} + 12.000 \text{ 円} = 29.500 \text{ 円}$

終わりに

パート代が 103 万円から 7 万円増えて 110 万になった場合、夫婦で考えると税金で約 3 万円引かれてしまいます。ただ 4 万円は世帯収入が上がっているのでも、損をしているわけでもないですね。

ちなみにご主人の会社で扶養手当が支給されている場合は、規定の金額がいくらか確認してみてください。税金ではありませんが世帯収入全部で考えるほうがいいですね。